

別記様式第十一の二(第四十三条の九関係)

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

届出者 住所

氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

記

<div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-right: 10px;"> 土地の区画形質の変更 建築物の建築 又は 工作物の建設 建築物等の用途の変更 建築物等の形態又は意匠の変更 木竹の伐採 土石、廃棄物又は再生資源の堆積 </div>	について、下記により届け出ます。
---	------------------

1 行為の場所 名古屋市 区

2 行為の着手予定日 年 月 日

3 行為の完了予定日 年 月 日

4 設計又は施行方法 別添図書のとおり

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積 m^2			
(2) (イ) 行為の種別(建築物の建築・工作物の建設)(新築・改築・増築・移転)				
建築物の建築又は工作物の建設 設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計	
	(i) 敷地面積	m^2	m^2	m^2
	(ii) 建築又は建設面積	m^2	m^2	m^2
	(iii) 延べ面積 [] m^2	m^2	m^2	m^2
	(iv) 敷地の地盤面の高さ から m	(vii) 緑化施設の面積 m^2		
	(v) 高さ 地盤面から m	(viii) 用途		
	(vi) 居室の床面の高さ から m	(ix) 壁又はさくの構造		
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 m^2	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更 変更の内容				
(5) 木竹の伐採 伐採面積 m^2				
(6) 土石、廃棄物又は再生資源の堆積 物件の堆積を行う土地の面積 m^2				

連絡先

(電話番号)

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(ⅲ)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(ⅲ)延べ面積の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 敷地の地盤面の高さ及び居室の床面の高さは、地区整備計画において定められた基準からの高さとすること。
- 7 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。
- 8 (6)物件の種類 欄には、土石、廃棄物又は再生資源の別および当該物件の種類の具体的な内容を記載すること。

<参考>

都市計画法施行規則

[地区計画の区域内における行為の届出]

第四十三条の九 法第五十八条の二第一項の規定による届出は、別記様式第十一の二による届出書を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - 一 土地の区画形質の変更にあつては、次に掲げる図面
 - イ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの
 - ロ 設計図で縮尺百分の一以上のもの
 - 二 建築物の建築、工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更にあつては、次に掲げる図面
 - イ 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの
 - ロ 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第三十四条第二項に規定する建築物の緑化施設の位置を表示する図面(地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている場合に限る。)で縮尺百分の一以上のもの
 - ハ 二面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階平面図(建築物である場合に限る。)で縮尺五十分の一以上のもの
 - ニ 二面以上の建築物の断面図(地区整備計画において建築物の敷地の地盤面又は居室の床面の高さの最低限度が定められている場合に限る。)で縮尺五十分の一以上のもの
 - 三 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更にあつては、前号イに掲げる図面及び二面以上の立面図で縮尺五十分の一以上のもの
 - 四 木竹の伐採にあつては、次に掲げる図面
 - イ 当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの
 - ロ 当該行為の施工方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの
 - 五 令第三十六条の三各号に掲げる堆積にあつては、当該堆積を行う土地の区域を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの
 - 六 その他参考となるべき事項を記載した図書